

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者（以下「最優秀提案事業者」という。）を選定のうえ、土地賃貸借における随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり告示する。

2024年（令和6年）12月2日

釧路市長 鶴間 秀典

記

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 件名 釧路市旧日本銀行釧路支店活用事業
- (2) 事業概要 別添資料「釧路市旧日本銀行釧路支店活用企画提案事業者募集要項」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から50年未満
- (4) 1年あたりの貸地料 2,118,230円

2 公募型プロポーザル方式への参加資格要件

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加することができる者は、単独企業又は複数法人により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。
- (2) 単独企業及び応募グループの構成員は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - ア 日本国内に本店を有していること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 釧路市建設工事等指名停止等取扱要綱（平成26年4月1日施行）による指名停止措置を現に受けていないこと、及び、他市町村においても同様の指名停止措置を受けていないこと。
 - エ 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

カ 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事務所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）並びに消費税及び地方消費税について、未納がないこと。

キ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと。

ク 債務超過の状況にある等、財務内容の健全性に欠ける者でないこと（財務能力については決算書等により判断する）。

ケ 企画提案プロポーザル方式の審査委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。

コ 応募グループの構成員が単体企業としても重複参加する者でないこと。また、応募グループの構成員が他の応募グループの構成員として重複参加する者でないこと。

3 担当部署

釧路市総合政策部都市経営課企画係（担当：波多野・田中・阿部）

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

電話：0154-31-4502

E-mail：to-kikaku@city.kushiro.lg.jp

4 参加表明申込書の提出等

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のとおり参加表明申込書及び別に定める書類（以下「参加表明申込書等」という。）を提出しなければならない。

ア 提出書類

- ・参加表明申込書（単独企業の場合は様式3-1を用い、応募グループの場合は様式3-1に加え、様式3-2、様式3-3を用いるものとする。）
- ・誓約書（様式3-4）

イ 提出期間

2024年（令和6年）12月2日（月）から2024年（令和6年）12月26日（木）までの平日、9時から17時まで。

ウ 提出先

上記「3 担当部署」に同じ。

エ 提出方法

メール及び郵送（書留郵便に限る。）とする。郵送に際しては、正本1部を提出すること。

(2) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、釧路市役所ホームページに掲載する。

(3) 参加表明申込書等を提出期限までに提出しなかった者は、公募型プロポーザル方式に参加することができない。

(4) 提出された参加表明申込書等による参加資格要件審査を市が行い、「適合」と判定された者のみ、企画提案書を提出することができる。

(5) その他

- ア 参加表明申込書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された参加表明申込書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された参加表明申込書等は、返却しない。

5 企画提案書の提出等

(1) 上記「4 参加表明申込書の提出等(4)」の企画提案書を提出することができる者の適否判定により参加資格が「適合」と認める者に対し、市は企画提案書の提出要請を行う。

ア 提出書類

- ・企画提案書（様式4）

イ 提出期間

2025年（令和7年）1月14日（火）から2025年（令和7年）5月19日（月）までの平日、9時から17時まで。

エ 提出先

上記「3 担当部署」に同じ。

オ 提出方法

メール及び郵送（書留郵便に限る。）とする。郵送に際しては、正本1部、副本9部を提出すること。

(2) 公募型プロポーザル方式企画提案書に関する書類は、釧路市役所ホームページに掲載する。

(3) 提出された企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションの日時、方法等は別途通知する。

(4) プレゼンテーションに参加しなかった場合の企画提案書は無効とする。

(5) その他

- ア 企画提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、市は提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しない。
- エ 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

6 最優秀提案事業者の選定方法

あらかじめ定めた審査方法及び審査基準により、提出された参加表明申込書等、企画提案書を評価し、最優秀提案事業者を選定する。

7 契約手続

市長は、上記「6 最優秀提案事業者の選定方法」の選定結果を踏まえて、当該事業の内容に最も適すると認められる事業者を特定し、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号）の規定により、この者と契約手続を行う。

最優秀提案事業者に選定された事業者については、契約に際し国税納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）及び法人住民税に係る納税証明書を提出すること。

8 その他

- (1) 審査結果及び特定者の名は公表する。
- (2) 公募型プロポーザル方式において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 詳細は、別添資料「釧路市旧日本銀行釧路支店活用企画提案事業者募集要項」による。

※本告示についての問い合わせ先

釧路市総合政策部都市経営課企画係（担当：波多野・田中・阿部）

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

電話：0154-31-4502

E-mail：to-kikaku@city.kushiro.lg.jp